

# 監督署からのお知らせ <2013年 No.6>

～ ゼロ災復興めざして がんばろう! ～

石巻労働基準監督署  
平成 25 年 6 月 24 日発行

## 労働災害発生状況【平成 25 年】5 月末

	平成 24 年 (確定)	平成 22 年 (同期)	平成 23 年 (同期)	平成 24 年 (同期)	平成 25 年 (5 月末現在)		増減の状況 (対前年比)	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	構成比(%)	死傷者数	増減率(%)
全産業	407 (2)	120	91 (1)	143	151 (1)	100.0	8	5.6
製造業	104	43	25	34	36	23.8	2	-5.9
建設業	131 (1)	17	21	39	36	23.8	-3	-7.7
土木工事業	36	6	8	10	13	8.6	3	30.0
建築工事業	81 (1)	8	9	27	18	11.9	-3	-33.3
その他の建設業	14	3	4	2	5	3.3	3	150.0
運輸交通業	24	6	12	10	6	4.0	-4	-40.0
商業	44	12	10	18	19	12.6	1	5.6
上記以外の業種	104 (1)	42	23	42	54	35.8	12	28.6

### 平成 25 年度 労働保険の年度更新について(6 月 1 日から 7 月 10 日まで)

#### ◇申告書を郵送で提出される事業主の方へ (7 月 10 日まで) ◇

事業主控をつけたまま郵送される場合は、お手数ですが返信用の封筒を同封してください。審査後、受付印を押印して返送いたします。(事業主控に受付印が不要の場合は、提出用のみ郵送してください。)

口座振替を利用されている場合、今期納付額がない場合、事情により同時納付ができない場合は金融機関への申告書の提出はできませんので、郵送又は来庁により提出していただきます。

#### ◇口座振替を利用される事業主の方へ (7 月 10 日まで) ◇

必ず 7 月 10 日までに申告書を提出してください。期日までに提出されない場合は口座振替の対象となりません。また、事業廃止申告の場合は、7 月 10 日までに申告書を提出された場合でも口座振替の対象となりませんのでご了承ください。

(これらの場合は領収済通知書をお求めになり納付していただきます)

#### ◇申告書の審査について◇

宮城労働局は、平成 25 年度においても、①年度更新申告書等の審査業務と、②年度更新申告書未提出事業に対する通知書の作成・発送業務を民間事業者「(株)北陸システム開発」に委託しています。

※その他、年度更新についての詳細については「石巻労働基準監督署労災課」 0225-22-3365

もしくは「宮城労働局労働保険徴収課」022-299-8842 まで問い合わせください。

#### ☆ 労働保険年度更新申告書受付・相談コーナー ☆

地区	開催期間	会場	所在地	時間	電話番号
石巻	7 月 4 日(木)～	石巻労働基準監督署 2階会議室	石巻市泉町 4-1-18	9:00～12:00	0225-22-3365
	7 月 10 日(水)		石巻合同庁舎	13:00～16:00	
気仙沼	7 月 8 日(月)～	石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口	気仙沼市八日町 2-1-11	9:00～12:00	0226-25-6921
	7 月 10 日(水)		気仙沼商工会議所会館 4 階	13:00～16:00	

※各会場とも土日を除きます。駐車場の混雑が予想されますので、お車でお越しの際は旨あらかじめご了承ください。

※上記以外についても相談に応じ、受付を行っています。期日(※7 月 10 日)までの申告をよろしくお願いいたします。

## ◇ 7月1日から7月7日は全国安全週間です。

本週間 平成25年7月1日～7月 7日 準備期間 平成25年6月1日～6月30日

経営トップから安全衛生の担当者、労働者までの事業場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることは勿論、一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指しましょう。

平成25年度の全国安全週間は、

**「高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害」**

### ◇ 「復旧・復興工事ゼロ災の日」(石巻署管内)

石巻労働基準監督署においては、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動の取組みの一環として、東日本大震災の月命日である毎月11日を「復旧・復興工事ゼロ災の日」と定め、災害防止活動の展開をお願いしています。

#### 【建設店社・建設現場で実施事項いただきたい事項】

- 経営者による現場安全パトロールの実施。
- 現場内の安全点検、一斉清掃等による安全な作業環境の整備。
- 安全大会の開催など、安全意識高揚を図る取り組み。

※各社、各現場の実態に応じた工夫を凝らした災害防止活動の展開をお願いします。

## ◇平成25年7月1日から、鉄骨切断機等も規制対象となります

これまで安衛法令上の規制対象外であった、鉄骨切断機(通称ニブラ)、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機(通称グラップル)が、車両系建設機械の解体用機械として、規制対象となります。

#### 構造関係

ヘッドガードの具備、シートベルトの着用、  
運転室のない解体用機械の使用禁止。など

#### 使用関係

作業計画の作成、用途外使用の禁止、定期  
自主検査の実施、立入禁止等。など

#### 運転業務

技能講習の修了が要件(3トン以上)  
特別教育の受講が要件(3トン未満)

※解体用機械の運転に当たっては、平成25年7月1日以降に実施される、技能講習または特別教育を受講するか、平成27年6月30日までに実施される特例講習(一定の資格又は実務経験要)を受講する必要があります。

※ 詳細は、石巻労働基準監督署安全衛生課(0225-22-3365)

もしくは、宮城労働局健康安全課(022-299-8839)にお問い合わせください。

## ◇熱中症の防止について

気象庁の発表によれば、今年の夏(6～8月)の平均気温は、平年並みか平年より高いとの予報です。

熱中症の予防には「こまめな水分・塩分補給」と「暑さを避けること」が大切です!

※「熱中症は、屋外作業だけではなく、室内での事務においても発症するおそれがあります。」

節電も大切ですが、エアコン、扇風機等を上手に活用しましょう。

参考:「熱中症対策に関する検討会で紹介された熱中症対策について」

(厚労省HPでサイト内を検索して下さい。)